リース会計基準改正に伴うCF 実務指針の改正、検討・ A S B J

準委員会を開催した。 委員会は第478回企業会計基 主な審議事項は次のとおり。

去る4月26日、企業会計基準

改正リース会計基準 リースの識別

照)に引き続き、次の点につき 審議が行われた。 1643)情報ダイジェスト参 員会(2022年5月1日号(№ 第112回リース会計専門委

の適用指針の結論の背景に記載 取扱いを、改正リース会計基準 された資産(稼働能力部分)の た、リースの識別における特定 前回の専門委員会で示され リース会計基準での取扱い

所に記載する等の再提案が示さ 文における特定された資産の箇 が聞かれた。これを受けて、本

択するアプローチが示された。

ステップ2の目的は、「国際

状況を踏まえ会計方針として選

定める会計基準の目的や自らの

するかは、企業が両ステップで と4のどちらの会計基準を適用 た基準開発を行い、ステップ2 るのかを定め、その目的に沿っ

する当初案に対して、反対意見

IFRS16号の設例

の貯蔵タンクの容量」に変更し、 おける契約の対象資産を「ガス を採り入れるにあたり、設例に 例3―光ファイバー・ケーブル」 IFRS16号「リース」の「設

針の改正案 本リース会計基準の改正に伴 委員からは「ガスのほうがか

る。一方、貸手の受取リース料 利息の表示区分に従って記載す は、現行の定めを維持する案が ついては、企業が採用した支払 分に記載し、利息相当額部分に 元本返済額部分は財務活動の区 針」の改正について審議された。 計算書の作成に関する実務指 表等におけるキャッシュ・フロー 度委員会報告8号「連結財務諸 う、日本公認会計士協会会計制 借手の支払リース料のうち、

変わることで、 度影響があるか確認すべきでは 討する」との回答があった。 との意見があり、事務局から「検 委員からは「営業活動CFが 利用者にどの程

融商品』

を適用した場合と同じ

実務および結果となると認めら

準、すなわち、IFRS9号『金

遜色がないと認められる会計基 を重視し、国際的な会計基準と 的な比較可能性を確保すること

顧客の使用できる資産が物理的 るとの再提案がされた。 に別個のものではなくリースを 含まないとする設例のみを設け

では」との意見が聞かれた。 えってイメージがわきにくいの キャッシュ・フロー実務指

される会計基準の開発)におい なされていない金融機関に適用 プ2とステップ4(信用リスク (1) ステップ2以降の進め方 てどのような会計基準を開発す に関するデータの詳細な整備が 今後の検討では、まずステッ

データの整備がなされている金 検討する論点につき、 テップ2(信用リスクに関する ジェスト参照)に引き続き、ス 会(2022年5月10日·20日 われた。 計基準の開発)以降の進め方と 融機関の貸付金に適用される会 合併号(№1644)情報ダイ 審議が行

今月の税務

日 付	項 目	備考・コメント					
6月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年5月分)	① 源泉所得税には復興					
		特別所得税の額を含む。					
6月30日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年4月期分)	②~⑦ 法人の事業年度					
	法人税·消費税·地方消費税·法人事業税(法人事業所税)·法人住民税	(課税期間)の終了日は					
	③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告	各月末日とする。					
	1カ月延長法人(令和4年3月期)						
	2カ月延長法人(令和4年2月期)						
	④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(4月期)	④、⑤ 消費税課税期間の					
	⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期)	短縮特例は適用後2年間					
	⑥ 法人の中間申告(半期・10月期)	継続が要件である。					
	法人税·消費税·地方消費税·法人事業税·法人住民税						
	⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付						
	直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(4月期を除く)						
	直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、7月、10月期)						

金融資産の減損に関する会計

筆の開発

第179回金融商品専門委員

を目指す」とした。 で実務負担に配慮した会計基準 適切な引当水準を確保したうえ れる会計基準を目指す」とした。 「IFRS9号を出発点として、 一方、ステップ4の目的は、

るか不明」との意見が聞かれた。 切な引当水準』が何を意味してい 点は次のとおり。 事務局が把握している個別論 ステップ2で検討する論点

1 著しい増大の判定 債権単位での信用リスクの

> 2 将来予測情報の考慮

3 の確率加重 複数シナリオに基づく結果

- 貨幣の時間価値の考慮
- 債務不履行の定義
- 貸出スプレッドの調整 判定の適用時の担保等による 信用リスクの著しい増大の
- 信用リスクを見積る期間

聞かれた。 る形にしてほしい」との意見が できるだけ現行の実務を生かせ にコストがかかると思われる。 委員からは「システム変更等

委員からは「ステップ4の『適

債務不履行の定義、検討 ASBJ、金融商品専門委

門委員会を開催した。金融資産 の減損の会計基準の開発に関 委員会は第180回金融商品専 われた。主な審議内容は次のと し、ステップ2に係る議論が行 去る5月9日、企業会計基準

論点整理

(1) 論点間の関連

および親委員会で議論された7 44)情報ダイジェスト参照 月10日・20日合併号 前回の審議(2022年5 No. 1 6

項目の論点等の関連性を識別す るため、IFRS9号「金融商品 紐づけて整理する(次頁図表)。 の適用プロセスに当該論点等を 優先して検討する論点

議の状況に応じて随時、 に検討する論点もあるので、 ⑦が挙げられる。 と指摘されている論点①・②・ の実務の考え方が大きく異なる しては、IFRS9号とわが国 プ2で優先して検討する論点と 前記の整理を踏まえ、ステッ その他、 項目の 個別

んでいます。 法律は多数あります は現時点で8、000以上にも及 命令(政令)などを含む法令の数 「e―Gov」によると、政府の 総務省が提供する法令データ 「民事法」、「刑事法」、「行政法

税法や道路交通法等が行政法に の総称です。身近なところでは、 政法とは、行政に関係する法律 う名前の法律はありません。 行 別法」です。なお、行政法とい それ以外の法律の多くは、「民法」、 法」・「行政法」に書かれています。 が、基本のルールは「民法」・「刑 刑法」の追加や例外を定めた「特 とされています。 は、次のようなイメージです。 結した場合、代金を請求できる. えるルール」

律は無効になります。 ですが、憲法と法律は別ものです。 で成立した法律であっても、 憲法 (国家を縛るルール) です。 に違反する内容であれば、その法 憲法は国家に向けられたルール 「憲法」は学校で必ず習う法令 国会

の総称が「法令」です。 概念です。憲法、法律、政令な とを含む法的拘束力のあるルール 「法令」は「法律」よりも広い

総称を「民事法」、刑法とその特 要です。「民法」とその特別法の 基本となります。 刑法」、「行政法」が、 「民事」と「刑事」の区別も重 「憲法」と3種類の法律「民法」、 法令の

> の代表格は、ビジネスのルール等 を定めた「商法」です。 とがあります。「民法」の特別法

何を請求できるかが書かれてい ます。民法では「売買契約を締

ら刑罰(罰金、懲役等)

「刑事法」上の責任:国

科せられる。

ら免許を停止されたり、 り消されたりする。

取

「行政法」上の責任:国

刑事法「国が人に刑罰を与

損害を賠償する義務がある

どんな刑罰を科すかが書かれて れています。 5万円以下の罰金に処する」とさ います。刑法では、「窃盗罪を犯 した場合、10年以下の懲役又は 国が人に対し、どんな場合に、

に、納税の義務を課す」とされて る場合・不動産を所有する場合等 義務を課すか)が書かれています。 どんな権利を規制するか(どんな 税法では、「ビジネスで利益が残 国が人に対し、どんな場合に するまたは義務を課すルール 行政法「国が人の権利を規制

害者にも、「民事法」、「刑事法」、 交通事故を起こした場合の加 別法の総称を「刑事法」と呼ぶこ

れます。

者は、

治療費や

「民事法」上の責任:被害 加害者に、

慰謝料等の損害賠償を請求

「行政法」それぞれの責任が課さ

白川

敬裕

人が人に対して、どんな場合に、 民事法「人と人の間のルール」

含まれます。

べきか」といった問題にルールを るルールが「刑事訴訟法」です。 判の手続に関するルールが「民事 事裁判」に分かれます。 民事裁 です。裁判も「民事裁判」と「刑 訴訟法」、刑事裁判の手続に関す 何年が妥当か。 執行猶予をつける か有罪か。有罪だとして、懲役 範囲はいくらか」、「容疑者が無罪 か。義務があるとして、賠償の 適用して解決する手続が 「裁判」

もあります。 という6つの基本的な法令が 本六法+行政法」と呼ばれること 称としての「行政法」 を加えて 「基 法】と呼ばれています。これに総 法]、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法 「憲法」、「民法」、「商法」、「刑

フニップスをサナスシ上の眼を出

(凶表) ステップ2で検討す	る論点の関係性
IFRS9号の予想信用損失を 見積るプロセスの整理	ステップ2で検討する 論点
一般的なアプローチの適用 対象となる金融資産を識別 するプロセス	関連する論点なし
信用リスクの著しい増大が 生じているかを判定するプロセス	・①、②、⑤、⑥・監督当局から示された ガイダンスやレターの 考慮(前回専門委で出 た意見)
信用リスクの著しい増大が 生じているかどうかに応じ て損失評価引当金を測定す るプロセス	・②、③、④、⑦ ・米国会計基準の不良 債権のリストラクチャ リングの会計処理に関 する検討(前回専門委 で出た意見)

- 前回専門委で指摘された「信用リスクが増大した場合の利息収 益の認識方法」については、予想信用損失を見積るプロセスとは別 「ステップ2で検討する論点」の各番号は親委員会の審議内容を
- 参照(本誌5頁)。

れた。

事務局提案

追加・見直しを行う。

債務不履行の定義

ECLモデルでは、 検討の背景

S I C R

る。 号を採り入れることによる実務 義はなく、その点でIFRS9 債務不履行を定義せず、 関するデータ整備等の実務負担 トップについては引当実務等に 上の影響は生じないと考えられ いる (B5・5・7項)。 な推定規定を設けることとして を債務不履行とみなす反証可能 ストップとして90日以上の延滞 義を用いるものとするが、首尾 信用リスク管理で用いている定 貫性を確保するためのバック 生じる可能性があるが、 日本基準でも債務不履行の定 ついて、企業会計基準上では IFRS9号では債務不履行 一方、90日延滞のバックス 企業が 金融

化を用いるという原則を置いて

にわたる債務不履行リスクの変

て債務不履行リスクの変化やそ おり、債務不履行の定義によっ 融商品の全期間(予想残存期間)

手法は定めていないものの、金 評価方法について具体的な評価 〔信用リスクの著しい増大〕の

2では前記のIFRS9号の定 プを採り入れない場合、 考えられる。また、バックストッ 実務上困難とまではいえないと とが懸念されるため、ステップ な比較可能性を確保できないこ めをそのまま採り入れ、 機関の状況によっては必ずしも 国際的 検討を

進めることとする。

定の理解は示されたが、「財務 検討すべき」との意見が聞かれ な開示が必要になる。その点も 諸表利用者の理解のために十分 専門委員からは事務局案に一

た。

計

会

ASBJ、リース会計専門委 括借 契約等の取扱い、検討

専門委員会を開催した。 委員会は第114回リース会計 主な検討事項は次のとおり。 去る5月10日、 企業会計基準

セール・アンド・リースバッ

ク取引

べきとの指摘があった。

いて、その定義について検討す が異なり、これまでの審議にお 日本基準では債務不履行の定め がある。また、IFRS9号と の程度の捉え方が変わる可能性

スバック(S&LB)取引の取扱 に引き続き、セール・アンド・リー 1635)情報ダイジェスト参照) (2022年2月10日号 (M いについて、審議が行われた。 第 1 0 8 П 専 門 委員 会

から、 **(1)** え方を採り入れるとする当初案 借手の会計処理 IFRS16号 S&LB取引の売手である 次のように再提案が示さ リー ス」の考

リースバックがファイナンス・

しない。 り

る売却損益を全額認識するこ とを認め、S&LBによる損 合、資産の売却取引から生じ 基準等の売却要件を満たす場 ング・リースであり収益認識

聞かれた。 賛同しやすい」といった意見が は、IFRSの考え方のほうが ては案に同意」、 専門委員からは 「利用者として 「作成者とし

括借上契約およびパス・ス 型のサブリース取引

第477回親委員会(2022

引を否認して売却損益は認識 リースの場合、資産の売却取

リースバックがオペレーティ 益や目的の開示を要求する。 個別の開示は求めな

ドリースにおける支払リース料 リース料は変動リース料とみな およびサブリースにおける受取 を負う場合、中間的な貸手のヘッ の貸手にリース料を支払う義務 けたときにのみ、ヘッドリース の借手からリース料の支払を受 中間的な貸手が、 サブリース

【会計処理】

BS:ヘッドリースおよびサブ しない リースの開始日には何も計上 (使用権資産とリース

再検討が行われた。 変え、変動リース料の観点から これを踏まえ、アプローチを

部分を、変動リース料として扱 計処理が示された。 分析され、次のような文案と会 うことは、国際的な会計基準と け取るかどうかにより変動する の整合性を大きく損なわないと ースの借手からリース料を受 ヘッドリースについて、 サブ

PL:毎月当月分の支払リース 料と受取リース料を計上する。 に対する債権を計上する。

月末に当月分の支払リース料 負債はゼロで測定される)。毎

に対する負債と受取リース料

支障があるか、不動産業界に確 計上は不要で、中間の手数料の 事務局から「事務局案で実務上 みでよいのでは」との意見に、 について、BSで負債・債権の 専門委員からは、「会計処理

認する」と回答があった。

ントの審議、開始―SSB」設立準備委 SSB公開草案に対するコメ

基準案」という)に対するコメ 般的要求事項』」(以下、「S1 関連財務情報の開示に関する全 S S1号『サステナビリティ 月12日に第7回会合を開催し 準備委員会は第6回会合を、5 FRS S2号『気候関連開示』 S1基準案および公開草案「I ントについて、第7回会合では、 の概要および公開草案「IFR に公表されたISSB公開草案 た。第6回会合では、3月31日 に対するコメントについて審議 (以下、「S2基準案」という) 去る4月21日、SSBJ設立

or.jp/jp/ifrs/exposure_draft_ ムページ (https://www.asb. なお、ISSB公開草案の 本語仮訳はFASFのホー

> ssbj.html) で閲覧できる。 ISSB公開草案の概要

uploads/20220421_01.pdf) www.asb.or.jp/jp/wp-content/ をもとに審議が進められた。 事務局による資料 (https://

S1基準案

論したほうがよい」と回答した。 ある。明確化を求めるなど、議 用者が利用したいときにすぐ入 対し、事務局は「基本的に、利 ものを指すのか」という質問に 情報」の定義に関連して、委員 だわるかどうかが論点の1つで る条件となるが、『同一』にこ 手できるものがここで定義され とだが、同じ条件とはどういう であれば相互参照できるとのこ の「同じ条件で同時に入手可能 「サステナビリティ関連財務

> 事務局は「基本的に検討しなけ のか」との委員からの質問に、 情報として不十分な場合は追加 のみでは企業価値評価に資する ればならない」と回答した。 の開示を検討することとされて に関して、開示要求に準拠する いる。この点、「検討は義務な また、「重要性(Materiality)」

S2基準案

と回答した。 られるものなのか、検討が必要」 であるという理解でよいか」と 動に関してはS2基準案が優位 ビリティ関連情報を開示すると 諸表と同じ報告期間にサステナ からは「S1基準案では、財務 という定め自体が、実務上耐え 1基準案における『同じ期間』 いう声が聞かれた。事務局は「S いう原則があるなかで、気候変 S1基準案との関係で、委員

意味だけで使われている可能性 葉が、単に『関連する』という 事務局は「relevant という言 を指すのか」との質問に対して、 報』とあるが、両者は違うもの 事項では『目的適合性がある情 び機会』、指標及び目標の開示 る「戦略」と「指標及び目標. は『重大な気候関連のリスク及 に関して、「戦略の開示目的で また、コア・コンテンツであ

> も捨てきれないと考えている。 検討する」と答えた。

基準案に対するコメントの検討

メント文案をもとに審議が進め

あった。 第7回会合では、引き続きコ

分について審議された。

メント文案の総論および各論部

するか、課題を解決してから定 ことを指摘したうえで、任意と ベースライン」によると、IS SBの基準開発の方針に関し リティ開示基準とグローバル・ 文案の「国際的なサステナビ 産業別基準には課題がある

とする』とは記載しないほうが めることを提案する方向。この 点、委員からは「無理に『任意

それぞれの基準案に対するコ

よいのでは」といった意見が聞

はあるので、検討する」と回答 かれた。事務局は「悩んだ点で

があいまいであるため、明確に 語についての意見が多く聞かれ バル・ベースライン」という用 する必要がある」といった声が るが、「多用されているが定義 初から使われてきたものでもあ た。これは、ISSBの設立当 をとることを提案している。 て、原則主義的な基準の定め方 な規定ぶりが目立つ本案につい された。文案では、細則主義的 に対するコメント文案のうち 総論部分についての意見が交わ また、委員からは、「グロー 第6回会合では、S1基準案 S1基準案

企業があるということを認めて とは基本としながらも、 諸表の連結範囲と同じというこ との違いが記載されている。報 ない』と、財務諸表上の重要性 じ観点で使用された場合、連結 ついては、「財務諸表の連結範囲 は基準に基づいて対象としない する個別具体的な企業について 義並びに認識規準の制約を受け ティ関連のリスク及び機会に関 の結論の根拠で、『サステナビリ る」との意見や、「S1基準案 える報告企業の大きな負担にな グループとして多くの企業を抱 が財務情報における重要性と同 載されているが、重要性の定義 と同じとするという考え方で記 する情報は、資産及び負債の定 告企業の範囲についても、 文案の「報告企業」の項目に 対象と

に難しいと考える」と回答した。 範囲を変えるというのは、非常 いのか」といった意見が聞かれ いるというように解釈してもよ た。事務局は「連結グループの

かれた。 のあり方に関する意見なども聞度との関係を踏まえたコメント

そのほか、日本の現行開示制

それぞれの基準 82基準案

それぞれの基準案へのコメン

国際会計

複は残すほうがよい」との意「統合的に使用するために、重がみられている。委員からはト文案では、重複や相互参照

コメント期限・適用時期

含めるように変更した。

予定。

終基準書が発行次第適用となる

バージョンのSOFRレートを

コメント期限は6月6日。最

国際会計

見があった。

ターサンプル、公表―S℡Cウクライナ侵攻へのコメントレ

去る4月20日、FASBは会 **公表**―FASB 金利指標改革に関するASU案、

公開草案の内容

公開草案は、次の2点を含ん

(1) トピック8の適用終了日の

まな救済措置(簡便法)を含む 2020-04は、LIBOR (London Interbank Offered Rates)に代わる金利指標への Rates)に代わる金利指標への

公開草案は、スムーズな移行をより確実にするために、トピック88の適用終了日(sunset date)を2022年12月31日から2024年12月31日に延長から2024年12月3日に延長

の定義の変更 の定義の変更

2018年に公表したASU 2018年に公表したASU 2018年に公表したASU 会計目的のためのベンチマーク会計目的のためのベンチマーク会計において適格な「ベンチ会計において適格な「ベンチ

現行の定義を、期間に基づくたSOFRスワップ・レートのづくOISレートに特定している開草案では、SOFRに基

トピック84を新設した。

orporate Finance)は、SE プライチェーン、影響を受ける地域のサ去 る 5 月 3 日、 S E C の | 制裁、影響を受ける地域の従

企業財務部門は、S E Corporate Finance)は、S E Corporate Finance)は、S E クライナ侵攻の直接的、間接的な影響に関する開示について、登録企業に発行するコメントレターのサンプルを公表した。

金

ECに提出された報告書をレビューし、企業の開示が十分では、質問を示したレターを企業宛てに発行し、質問の回答を入手している。

質問を示している。 攻に起因する次の項目に関する プルは、ロシアのウクライナ侵

に基づくOISレートを追加し

・リスク(サイバーセキュリティ、 知の傾向や不確実性、減損を 知の傾向や不確実性、減損を

> を ・内部統制の変更 ・内部統制の変更 ・内部統制の変更 ・内部統制の変更 ・内部統制の変更

企業財務部門は、影響が重要 な場合には、関連する開示を要

用統計米引締め政策を裏づける物価・雇

B)は5月4日までの連邦公開B)は5月4日までの連邦公開B)は5月4日までの連邦公開 B)は5月4日までの連邦公開 6月から量的引締めを示唆げ、6月から量的引締めを示唆げ、6月から量的引締めを示唆け、6月から量的引締めを示唆け、6月から量的引締めを示唆け、6月から量が引締めを示唆け、6月から量が引締めを示唆け、6月から量がである。FOMCから間を見込まれる。FOMCから間をもううえで重要な2つの経済を占ううえで重要な2つの経済を占ううえで重要な2つの経済を占ううえで重要な2つの経済を占する。

リティ、 数は42万8、000人の増加でと) だったが、非農業部門の雇用者減損を は、失業率が前月と同じ3・6%響(既 6日発表の4月の雇用統計

市場予想を上回った。平均時給も前年同月比でプラス5・5%も前年同月比でプラス5・5%と高い。総じて労働市場は堅調と高い。総じて労働市場は堅調れ、対前年同月比では、総合指れ、対前年同月比では、総合指れ、対前年同月比では、総合指表でプラス8・1%)、食品とエネルギーを除いたコア指数でプラス6・0%)と、いずれも民間の予想値を上回った。

対前月比では、総合指数がプラス 0・3% (予想プラス 0・3% (予想プラス 0・

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法 規 等	出 所	備考	掲載号
2022年 4月25日	改正公益通報者保護法施行 に当たっての監査役等とし ての留意点 一公益通報対 応業務従事者制度との関係 を中心に一	監査役 協会	改正公益通報者保護法の施行を踏まえ、①監査役等が内部通報窓口の 1つとなっている場合、②監査役等が内部通報窓口となっていない場 合の2つに分けて論点を整理したうえで消費者庁に照会を行い、その 照会結果をもとに監査役等としての留意点について類型別に示した もの。 https://www.kansa.or.jp/wp-content/uploads/2022/04/ el001_220425.pdf	
2022年 4月27日	租税調査会研究報告38号 「グルーブ通算制度と実務 上の留意点」	JICPA	グループ通算制度の税務実務に資するべく、制度移行の背景も踏まえ、通算税効果額の具体的な計算例など、実務上の留意点等などを取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220427iag.html	_
2022年 4月27日	保証業務実務指針「グリーンボンドの資金使途報告書に対する保証業務に関する 実務指針」(公開草案)	JICPA	企業のサステナビリティ関連情報開示の拡大やサステナビリティ情報に対する信頼性確保を求める声の高まりを踏まえ、グリーンボンドの資金使途報告書への保証業務実施時の要求事項やリスク対応等についてまとめられている。コメント期限は5月27日。https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220427jae.html	1
2022年 4月28日	「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」の改訂	国税庁	問56「外貨建取引における適格請求書の記載事項」等が追加され、その他Q&A項目についても改訂が行われている。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm	1
2022年 5月9日	気候関連開示規則案へのコ メント期限延長	SEC	2022年3月21日に公表された気候関連開示の強化と標準化を目的 とした開示規則案のコメント期限が、5月20日から6月17日まで延 長されている。 https://www.sec.gov/news/press-release/2022-82	2022年5月 10日・20 日合併号(No. 1644)

米FRBのかじ取りは成功する

がって、エネルギー価格次第で

中間選挙に向け強化されそう

は再び前月比1%を超える上昇

率に戻る可能性も十分ある。

昇を除けば、経済情勢が目に 欧米先進諸国などの制裁側に強 が、これまでのところ、物価上 にマイナスをもたらす。一方、 拡大、長期化は、世界経済全体 先行きは不透明である。戦争の い跳ね返りが及ぶと懸念された まって2カ月半が経ち、いまだ ロシアのウクライナ侵攻が始 事会)の利上げ、量的緩和の縮

見えて悪化してきたわけではな 価は一進二退、下げ歩調が続い 底入れとはならず、その後も株 はリバウンドした。しかし、翌 あったため、発表直後米国株価 前に予想されていたとおりで なった。FRBの政策自体は事 日はまた大幅な下げとなった。 小決定がさらに弱気の契機と つまり、悪材料が出尽くし、

持しているということだ。した 他の物価は依然上昇の勢いを維 たんは落ち着いたものの、その が反映され、総合指数ではいっ 値を上回った。年間の伸び率で 上昇はエネルギー価格の下落分 上昇している。1カ月間の物価 **Iが3月のプラス0・3%から** みると鈍化傾向もみられるもの **1カ月の伸び率はコアCP** に焦点を当てた引締め政策が、 るが、現時点ではFRBの政策 場での需要低迷につながってい 和する要因はみられない。住宅 らは、FRBが引締め姿勢を緩 いない。引き続きインフレ抑制 に影響を与えるまでには至って は金利上昇の悪影響もうかがえ る状況がみられるなど、一部で ローン金利の急上昇が米住宅市

フレーションに見舞われるかも

ンフレと景気後退というスタグ

しれないという懸念である。

えられる。これから米経済はイ ないか、という見方があると考 後退によって実現しないのでは

よって円安が進んでいるが、そ 続すると明言している。それに 始めているという指摘もある。 まったく異なった局面にあり、 本銀行は金融超緩和政策を継 一方、日本経済は米中とは

第に世界の景気の足を引っ張り

ウン政策を採用し、経済活動を

人為的に抑制しているため、次

いる中国が主要都市でロックダ

ロナウイルス感染症が拡大して

実体経済については、新型コ

移を見守るしかない状況だ。 くるか、未経験の事態だけに推 れが経済にどのように影響して

日の米 F R B が主調になっていたが、5月4 世界の株式市場は4月に下げ (連邦準備制度理 度の差はあれ、米株式市場と同

る。

歯止めになることも期待され くないため、これが株価下落の

ている。主要国市場の株価も稈

様な推移をたどった。 この背景には、インフレ率と

> 景気拡大ペースを抑制し、 するFRBの目論見が米経済の かな景気拡大を長期化しようと

なり、

対前年比同様ともに予想

物価と雇用の直近のデータか

益の見通しは経済・景気ほど暗 る。しかし、どこの国も企業収 早急な立直りは期待薄とみられ 利上げを公表し、今後の株価の

米FRBは6月、7月と連続